

福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和4年7月28日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- 1 日 時 令和4年7月28日(木) 午後1時30分より
午後2時40分まで
- 2 場 所 福島市杉妻町3番45号 杉妻会館4階「牡丹」
- 3 出席者 出席保険者 35 保険者
委任状提出の保険者 27 保険者
事務局 15 名
(参与兼事務局長・事務局次長・事務局参事・課長・事務担当者)
計 77 名
- 4 会議の目的事項
[報告事項]
報告第1号 令和4年度補正予算の専決処分について
[議決事項]
議案第1号 令和3年度事業報告について
議案第2号 令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について
 - 1 一 般 会 計
 - 2 診療報酬審査支払特別会計
 - A 業 務 勘 定
 - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
 - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
 - 3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計
 - A 業 務 勘 定 (後期高齢)
 - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定 (後期高齢)
 - 4 国保基金特別会計
 - 5 介護保険事業関係業務特別会計
 - A 業 務 勘 定 (介護)

- B 介護給付費等支払勘定
- C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計
 - A 業務勘定（障害者総合支援）
 - B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
 - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
 - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 令和3年度末財産目録

◎ 監査報告

議案第3号 令和4年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について

議案第4号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

議案第5号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（後期高齢）

議案第6号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（介護）

議案第7号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第8号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第9号 令和4年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

議案第10号 規約の一部改正について

議案第11号 補正予算に係る専決の委任について

議案第12号 役員の補欠選任について

[その他]

5 会議の状況と顛末

(1) 開会（午後1時30分）

高橋副会長（桑折町長）が次のとおり開会のことばを述べた。

皆さん、改めましてこんにちは。本日は大変暑い中御参集を賜りまして誠にありがとうございました。それでは、只今より福島県国民健康保険団体連合会通常総会を開会いたします。ど

うぞよろしく願いいたします。

(2) 挨拶

三保会長（二本松市長）が御多忙中の出席に対し謝意を表し、次のとおり挨拶を行った。

皆さん、こんにちは。国保連合会長の三保恵一でございます。皆様方には御多用の中、本日の総会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろ、皆様方には国保連合会の運営にあたりまして、格別の御理解と御支援、御協力いただいておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本年6月に、政府は経済財政運営と改革の基本方針2022、及び規制改革実施計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定いたしました。

中でも健康・医療そして社会保障分野にかかる計画に目を向けますと、マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認システムを拡充し、レセプト情報・健康情報だけでなく、処方せん情報や電子カルテ情報、更には予防接種情報などを全国で共有するために「全国医療情報プラットフォーム」を創設すること。更には、医療・介護分野における技術革新、効率化・質の向上を図るため、総理を本部長とする「医療DX推進本部」を設置するなど、デジタル化を強力に進めるといった方針になっております。

デジタル化による、国民の医療・健康づくりを含めた社会生活の変化は、今後の国保事業にも大きな影響を及ぼすものと考えているところであります。

本会といたしましても、社会情勢の変化や保険者ニーズを踏まえた事業について、積極的に推進してまいりますので、本会に対しまして引き続き御支援、御協力をお願い申し上げます。

さらに、もう一点御報告をさせていただきます。昨年この場でも御報告申し上げました、令和6年に予定しております国保総合システムの更改費用について、国への財政措置を求めている件でございます。昨年、全国的な展開といたしまして、本県選出国會議員等に対する、国庫補助獲得に向けた要請活動を実施いたしました。その甲斐もありまして、国の令和3年度補正予算において、令和4年度に必要となる費用54億円が満額措置されたところでございます。しかしながら、令和5年度にもなお50数億円が不足する見込みとなっております。本年度も同様に、国庫補助獲得に向けた要請活動を続けてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本日の総会は、令和3年度の事業報告及び決算が主な案件となっております。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(3) 来賓紹介

司会より来賓として出席された次の方を紹介した。

福島県保健福祉部国民健康保険課長 熊耳 知徳 氏

福島県国民健康保険課の熊耳でございます。この4月から国民健康保険課長を拝命しております。皆様方には日ごろより国民健康保険事業の円滑な運営に御尽力いただいております。心よりお礼を申し上げます。現在、コロナの感染拡大等で、医療・保健を取り巻

く状況は非常に厳しいものがございますが、引き続き皆様方の御協力を賜りながら取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

(4) 祝辞紹介

司会より通常総会に際し、衆議院議員 上杉謙太郎氏より祝辞をいただいている旨報告した。

(5) 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

現在の保険者数	62 保険者
出席者保険者数	35 保険者
委任状提出保険者数	27 保険者

(6) 議 事

事務局の推薦により岡部町長（古殿町）が議長になり議事に入った。その際議長より、議事録署名人については議長が署名することになる旨説明した。

〔報告事項〕

報告第 1 号 令和 4 年度補正予算の専決処分について

ア. 議長が報告第 1 号について、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が報告第 1 号について次のとおり説明を行った。

総務課長と申します。よろしく願いいたします。報告第 1 号「令和 4 年度補正予算の専決処分について」、御説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開き願います。

本会の総会による議決事項に対しまして、理事会での議決による専決処分を認めております国民健康保険法の規程によりまして、専決処分を行っておりますので、本総会において御報告を申し上げるものでございます。

専決処分を行いましたのは、令和 4 年度一般会計予算の補正でございます。

(1) 専決処分をさせていただきました理由でございますが、福島県からの依頼によりまして、令和 4 年 4 月から開始することになりました介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所への補助金及び臨時特例交付金の交付業務を実施するにあたりまして、交付金及び事務経費約 20 億円を至急予算計上する必要があったためでございます。事業の詳細につきましては、お読み取りをいただきたいと思います。介護・障害の現場で働く職員への賃上げ、処遇改善に係る事業になっておりまして、事業所への交付金の支払業務を引き受けたものでございます。

(2) 専決処分年月日は令和 4 年 3 月 31 日。同 3 月 18 日開催の書面評決理事会におきまして議決いただきました議決日に、処分をさせていただいております。

なお、参考といたしまして、次の 2 ページから 5 ページに、3 月に議決をいただきました

議案書を載せてございます。

以上、報告第1号「令和4年度補正予算の専決処分について」、御報告をさせていただきました。

議案第1号 令和3年度事業報告

議案第2号 令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

ア. 議長が、議案第1号及び議案第2号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第1号について次のとおり説明を行った。

事務局長でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第1号「令和3年度事業報告について」御説明申し上げます。

お手元の議案書の8ページを御覧ください。

はじめに、第1の一般状況でございます。1の役員につきまして、令和4年3月31日現在では、記載のとおりでございますが、4月以降、役員2名の退任がございまして、欠員が生じております。新役員の選任につきましては、後程、議案第12号にて御説明申し上げます。

2の事務局体制は記載のとおりでございます。

9ページを御覧ください。

3の機関会議でございますが、総会、理事会、決算監査を9ページから10ページに記載のとおり開催いたしております。なお、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、機関会議を始め各課の説明会等について、一部書面等での開催とさせていただいております。

11ページを御覧ください。

続きまして、4の審査支払の状況でございます。

(1)の国民健康保険のイにあります、医療機関等への支払額は約1,315億円となり、対前年比102.69%でございます。また、(2)の後期高齢者医療の支払額は、約2,211億円となり、対前年比98.96%でございます。国保の支払額につきましては、昨年より増加しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大前には戻っていない状況でございます。

(3)の介護給付費、(4)の障害介護給付費等の支払額は記載のとおりでございます。コロナ禍ではございましたが、それぞれの支払額とも、令和2年度、3年度と増え続けております。介護においては、昨年同様、国保の支払額を超える状況となっております。

昨年は新型コロナウイルス感染拡大により健診を控える方が多かった(5)の特定健診等の支払額におきましても、対前年度比のとおり、昨年より増加しております。

なお、只今御説明いたしました、審査支払の状況において、支払月が4月から、また、5月からのものがございまして、これは一番下段の米印にありますように、市町村等の会計年度に合わせ計上しているためでございます。

12ページを御覧ください。

次に、第2の重点事業でございます。

本会中期経営計画の基本方針1の「保険者事業運営の支援」では、3事業を実施いたして

おります。特に（２）の保健事業の推進、アの健診受診率・保健指導実施率10%アップに向けた支援でございますが、13ページを御覧ください。

（ウ）の人材育成・人材派遣では、小文字aの3段目でございますが、国保・保健事業担当課長と統括保健師の方へ保健事業関係の補助金等に関する研修を初めて開催いたしました。また、イの「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた支援」では、KDBシステムを活用し、市町村のニーズを取り入れた分析報告を作成いたしております。

14ページを御覧ください。

基本方針2の「新たなニーズ・課題への取り組み」では、2事業を実施いたしております。

特に、（１）の国保制度改革の取り組みでは、市町村が行う福島県への事業報告のために、県内全市町村にてクラウドによる事業報告システムの共同利用を開始し、事務の効率化やシステム保守等経費の削減を実現いたしました。

次に、下段にあります基本方針3「健全で効率的な組織運営への取り組み」では、（１）にあるリスクマネジメントの強化など4事業を実施いたしております。

15ページを御覧ください。

特に、下段にあります（４）次期中期経営計画につきましては、信頼される事業運営を実現するため、現行計画の結果を踏まえ様々な角度からの保険者支援を検討し、第2次中期経営計画を策定いたしております。なお、計画の期間につきましては、国保を取り巻く環境や保険者業務の変化に対応するため、令和4年度からの3年間といたします。

16ページを御覧ください。

4のその他といたしまして、令和3年度は、県及び市町村より記載の3事業を受託いたしております。

（１）の風しん抗体検査等支払業務は、令和6年度まで事業が延長となっております。

また、（２）のアは、住所地以外の場所でワクチン接種を受けた方の請求支払業務を実施し、イは、介護・障害事業所の消毒液などの衛生用品やパネル等の備品など、感染防止対策に関する申請受付や支払業務を実施いたしております。

17ページを御覧ください。

17ページから36ページまでは、「第3 その他の事業」といたしまして、重点事業以外の事業について記載しております。説明は省略させていただきますが、いずれも適正に実施いたしております。

ページが飛びますが、37ページを御覧ください。

ここからは別添として、先程御説明いたしました「審査支払の状況」の詳細を記載いたしております。

以上、議案第1号について御説明いたしました。御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第2号「令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、総務課長より御説明申し上げます。

ウ．総務課長が議案第2号について次のとおり説明を行った。

引き続き私の方から、議案第2号「令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、御説明させていただきます。

議案第2号は、議案書45ページからの決算書の内容についてとなりますが、概要版としてまとめております説明資料①で御説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料①を御準備いただきまして、表紙をおめくり願います。

「1. 令和3年度各会計歳入歳出決算」でございます。

資料中央の表1を御覧いただきたいと思っております。本会の会計、令和3年度は一般会計と特別会計合わせまして10の会計、特別会計には15の勘定がございますが、それぞれの歳入・歳出・差引残額をまとめた総括表となっております。

最終的な合計、決算額を表の上、四角の中に記載しておりますが、歳入合計決算額は5,794億4,905万5,658円、歳出合計決算額は5,791億3,730万3,794円となっております。歳入歳出とも前年度比で98.51%、約87億円の減少、という結果でございました。

前年度、令和2年度は、コロナウイルス感染症のまん延によりまして、国の緊急包括支援事業を県から受託いたしまして、医療機関及び介護事業所等へ慰労金・支援金の交付を行いました。金額にして約150億円程度の受入、交付をしておりましたため、その分も含めまして、3年度は若干ですが規模が縮小している状況でございます。

表の下に、歳入歳出決算の状況ということで簡単に記載をしておりますが、決算額約5,790億円のうち99.5%程度に相当します約5,760億円は、「保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う」といった、診療報酬及び介護報酬等の受払い額、各特別会計の支払勘定分となっております。

なお、残りの0.5%にあたります約30億円は、本会の業務運営を經理いたします実質予算となります。診療報酬等の受払いの状況と、実質経費の状況につきましては、後程分けて御説明をさせていただきます。

続きましておとなり2ページを御覧ください。

「2. 令和3年度各会計当期収支差額」でございます。

表2、会計ごとの中央にC欄がありますが、前のページにもお示ししております歳入歳出差引残額を再掲してございまして、その右D欄には、前年度からの繰越額を入れております。

そしてCからD、差引残額から繰越額による歳入を除きました、単年度のみでの歳入歳出の差額を現しましたのがE欄の当期収支差額ということになります。

令和3年度の本会全会計の当期収支差額の合計、表2の一番下になりますが、左から、差引残額3億1,068万8,177円から、前年度繰越額2億9,484万7,058円を除きました1,584万1,119円が令和3年度の当期収支差額という結果となっております。

ページの下、四角で囲みました、当期収支差額の状況の欄を御覧ください。○の一つ目、会計総額の当期収支差額は約1,580万円のプラス、つまり黒字となっておりますが、○の二つ目に記載してございまして、本会の会計は国の通知に基づきまして、法人税法上、収益に対しましては実費弁償・実費精算が適用されることとなっております。

保険者からの委託を受けまして、いただく手数料を財源としております診療報酬等の各種

審査支払業務につきましては、実費精算の事業であり、余剰が出た場合には返還する、翌年度に徴収する手数料から控除すること、となっております。

今回の当期収支差額、単年度収支の出る入るだけ、いわゆる単式会計だけで見ますとプラスの結果となっておりますが、お金の移動だけではなく、本会では現金以外の将来的な積み立てを含めました資産ですとか、逆に負債なども含めまして、複式会計方式を採用し、より正確な財務状況を把握するというようにしております。

そしてその数字をもとにしまして、国から示された計算式によって、実費弁償にかかる計算をするということになります。国に認められている範囲内での資産の積立などを含めまして計算した結果、余剰は無い、保険者等への返還すべき手数料は発生しないという判定になっております。

なお、実費弁償による収支、計算結果、状況につきましては、本日の総会、決算の承認をいただきます。例年この後のタイミングで議案書、必要な決算書を添付しまして、税務署に報告をしまして、確認いただいておりますことを合わせて御報告をさせていただきます。

続きまして、3ページを御覧ください。

「3. 令和3年度 各支払勘定前年度比較」でございます。こちらのページでは、先程99.5%とお伝えをしました、本会が行う診療報酬等の受払いを経理いたします主な10の支払勘定を抜粋しまして、表の3に歳入、その下の表の4に歳出の状況をそれぞれまとめております。

資料の上、四角囲みを御覧ください。各支払勘定の歳入合計決算額は5,742億8,736万5,651円、歳出合計決算額は5,742億7,410万6,104円、前年度比は共に101.01%となっております。

各勘定項目詳細の御説明は省略させていただきますが、先程の事業報告にもありましたとおり、令和2年度に比べまして、全体的には受診控えが一部持ち直している、また表の上から4段目、項番の1-4「抗体検査等費用に関する支払勘定」という部分でございますが、表の一番右「前年度比」を御覧いただきますと、426.81%の増。4倍以上の増。こちらにつきましては、コロナウイルスに係るワクチン接種費用を受託したため。それからその二つ下、項番2-2、公費負担医療の後期分になります。感染者に係る公費での負担が増えましたことで、公費全体で169.69%それぞれ前年度比で大きく増加しているという結果になっております。以上簡単ですが、各支払勘定の状況ということになります。

続いて4ページを御覧ください。

「4. 令和3年度 業務運営主要会計当期収支差額」でございます。ここからは、診療報酬等の受払いの支払勘定に代わりまして、本会の業務運営を経理する実質予算ということになります。全会計の約0.5%にあたると冒頭お伝えしましたが、保険者等からの負担金、手数料を財源としまして、人件費・事務諸経費を経理いたします本会の業務運営に係る主要7会計の状況について、まとめております。

下の表5を御覧ください。表の左上、項番1から一般会計、業務勘定国保、後期、介護、障害、特定健診、レセプト点検の7会計についてそれぞれ記載をしております。

表の一番下合計欄を御覧ください。左からAの歳入合計額 31 億 8,624 万 1,329 円からBの歳出合計額 28 億 9,697 万 8,185 円を差し引きましたCの差引残額が 2 億 8,926 万 3,144 円。更にそこからDの前年度から繰り越しました 2 億 7,033 万 149 円を除きまして、一番右の「E当期収支差額」が、プラスの 1,893 万 2,995 円となっております。

表の下、状況の欄を御覧ください。○の一つ目。収支状況、繰越金、積立金の実績等を踏まえ、平成 29 年度からの第 1 次中期経営計画、そして期間中に中間見直しを行いましたそちらの方針に沿いまして、保険者の皆様の御了解をいただき、令和 3 年度は一部手数料単価を引き上げさせていただいております。

更に○の二つ目。先程も触れましたが、国・県の要請を受けまして実施いたしましたワクチン接種の関係業務等の収入と合わせまして、手数料収入が増となっております。

この中期計画の初年度でありました平成 29 年度においては、この当期収支差額もマイナス 1 億以上という状況でしたが、年々徐々に収支均衡が図られまして、ようやく計画最終年度の令和 3 年度にプラスに、歳入総額 31 億においてはわずか 0.5%程の額ではありますが単年度で黒字収支へ転じているという状況であります。

次のページにお進みください。今御説明いたしました主要 7 会計について、歳入の概要、それから歳出の概要をそれぞれ 5 ページと 6 ページにまとめております。歳入・歳出それぞれ 5 ページ 6 ページの表の欄外に米印をそれぞれ 7 つ程記載しております。同じ業務内容をそれぞれ記載しておりますけれども、歳入では受入金、そして歳出では支出金、この集計表では除くものをそれぞれ記載しております。一般会計それから、業務勘定で管理をいたしました受け払い分を除いて、より実質的な運営経費として集計をしているというものでございます。

また、それぞれ表の下の状況を御覧いただきますと、特徴的なものについて、その理由・傾向などをコメントさせていただいております。お時間の関係もございまして、絞って補足をさせていただきたいと思っております。

まず 5 ページの歳入の状況でございますが、表上の欄 2 の「手数料」に記載をしておりますとおり、歳入額の 7 割を占めますのが手数料となっております。前年度比で 1 億 6,000 万円の増。先程申し上げました手数料単価の引き上げと、コロナワクチン接種の業務受託によりまして、手数料収入が増になったと。

それから 3 の「負担金」、5 の「委託料」につきましては、それぞれ広域連合または県からの委託事業が、記載のとおり前年度で終了しているという状況でありますため、前年度比で大きく減少しております。

続いて 6 ページの歳出でございますが、同じく表の下の状況を御覧いただきますと、歳出については、6 の「備品購入費」、こちらがシステム機器の更改ですとか、導入といった要因が 3 年度はほぼほぼございませんでしたので、上の表の項番 6 の一番右に記載がありますが、前年度比 7.57%という状況になっております。金額はさほどでもございませんですが、2,400 万程度の歳出減となりました。

一方、歳出が大きく増となりましたのが、状況の一番下に記載しました、9「公課費」で

ございます。

公課費の中でも消費税となりますが、記載のとおり、3年度に納税する消費税は前年2年度分の確定申告により算定されます。その令和2年度は、大規模な機器の購入ですとか、システム導入等がありませんでしたので、業者等へ支払う消費税が少なかった。

一方で、保険者等からの手数料等収入は例年とほぼ変わらないという状況がありましたので、お預かりする消費税の方が大きくなりまして、直接税務署へ納税する消費税が大きく上回るという結果になっております。

表7の項番9「公課費」の一番右になりますが、前年度比で364%、約8,100万円の歳出増となっております。

以上が、歳出の状況、本会の実質予算、業務運営主要7会計の状況ということになります。

次のページをお開きいただきまして、最後に、繰越金、積立金の状況をそれぞれ7ページ8ページにまとめております。

まず7ページは繰越金の状況でございますが、令和2年度及び3年度の2か年分について、それぞれ中期経営計画と実績を比較したものであるという記載になっております。表の右2列が令和3年度の計画と実績ということになりますが、上から3段目、後期会計こそ計画をわずかに下回っておりますが、全体としまして、最終的には一番下、2億8,428万円。結果的にはおおむね計画以上に次年度へ繰り越せた、ということになってございます。

なお、3年度繰越金の実績額につきましては、4ページに掲載をしておりました各会計の歳入歳出差引残額と一致するというものでございます。

続きまして、8ページの積立金の状況でございます。

前のページの繰越金と同様、令和2年度と3年度、2か年分の比較をしております。表の右下、3年度実績とありますが、3年度に積み増した分を含めまして、総額15億1,187万9千円の積立資産となっております。なお、この積立金の大部分を占めますのが、財政調整基金積立金というものと、減価償却引当資産積立金ということになります。

財政調整基金積立は、各種事業運営において不測の事態による収入減を補填し、財政の安定を図ることを目的にした積み立てとなっております。さらに、減価償却引当資産積立金につきましては、将来の各種システム更改等新たな資産取得等のための積み立てとなりまして、新たに保険者負担を強いることのないようにと目的を持って保有しているもの、今後も計画的な積み増しが必要なもの、ということになります。いわゆる剰余金という性質のものではございませんので御理解をいただければと思います。

引き続きまして9ページを御覧ください。

令和3年度の財産状況について、財産目録を載せてございます。会計年度令和3年度の事業期末日となります、令和4年3月31日時点における本会のすべての資産、負債の状況をまとめたものとなっております。表左の科目名のところを御覧いただきたいと思いますが、資産につきましては、流動資産それから固定資産に分けられます。

まず9ページが流動資産でございます。

こちらは内訳に記載をしておりますとおり、手持ちの現金ですとか、銀行預金のほか、未

収金、未収診療報酬等、3月末時点で各保険者に請求をしておりますが末日時点でまだ入金がないものなど、本会の流動資産として計上するものでございます。

続いて10ページになりますが、10ページでは固定資産を記載しております。

土地などの基本財産、積立金等などの特定資産、建物、設備等のその他の固定資産をそれぞれ計上しております。10ページ一番下の資産の合計ということになりますが、288億8,830万139円となっております。

続いて最後の11ページを御覧ください。

こちらが負債でございます。負債につきましても、流動負債、同じく3末日時点においての業者等への未払い分、それから診療報酬等の未払い、さらに税金、健康保険料等の預かり金など、実際には4月以降に支払いをするものになりますが3末日時点で負債として計上しているものになります。

下から2行目が、負債合計になります。269億5,792万879円。その下、資産合計から負債合計を除きました正味財産合計が、19億3,037万9,260円となっております。

資料の説明は以上となりまして、別添の参考資料として、貸借対照表等、先程もお伝えしました複式会計により処理いたしました決算状況の元資料となります財務諸表、各種決算書類を添付させていただいております。こちらの詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上、議案第2号「令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、説明をさせていただきます。御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

エ. 議長が富樫監事に監査結果の報告を求めた。

オ. 富樫監事より次の内容で報告があった。

監事をしております公認会計士の富樫と申します。監事を代表し御報告いたします。

議案書の158ページから163ページの監査証を御覧ください。

令和3年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について、監査を行いました。結果、いずれも適正に施行していることが認められましたので、御報告いたします。

以上です。

カ. 議長が議案第1号及び議案第2号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第3号 令和4年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について

議案第4号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業 務 勘 定

議案第5号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業 務 勘 定（後期高齢）

議案第6号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業 務 勘 定（介護）

議案第7号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第8号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第9号 令和4年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

ア. 議長が議案第3号から議案第9号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第3号から第9号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第3号から議案第9号までの令和4年度、各会計の補正予算について、一括して御説明申し上げます。先程と同じく、議案書の方では165ページからとなりますが、別にあります説明資料②で説明をさせていただきます。

説明資料②、表紙をおめくり願います。

令和4年度の予算補正、7つ御説明いたしますが、一部新規事業追加による補正がございますけれども、いずれも共通して、先程御説明をいたしました令和3年度決算額の確定に伴いまして、令和4年度予算への繰越金を補正する、という内容になります。

それではまず、議案第3号「令和4年度一般会計の歳入歳出補正予算（第2号）」でございます。

1 補正内容、表の左、歳入繰越金にて338万円を増額補正いたします。

補正後の一般会計総額は24億7,755万2千円となりまして、2の補正理由は、先程もお伝えしましたとおり、令和3年度決算確定に伴います繰越金の増によるものです。

なお、今回の一般会計補正は第2号となっております。第1号、一回目の補正につきましては、先程冒頭で説明いたしました令和4年3月に書面評決による理事会で専決処分をいただいた、報告第1号の予算補正の内容でございます。

続きまして2ページになります。

議案書第4号「令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」でございます。

こちらは主に国保事業を取り扱います会計となりますが、二つの勘定を補正いたします。まず、Aの業務勘定でございます。歳入繰越金にて2,455万8千円を増額補正いたします。

また、歳出におきましては、予備費に同額の2,455万8千円を増額。補正後の業務勘定総額は12億3,673万2千円となります。補正理由は、同じく令和3年度決算確定に伴います繰越金の増のためでございます。

次にCの公費負担医療に関する診療報酬支払勘定でございます。

歳入には繰越金に、歳出では諸支出金にそれぞれ106万4千円の増額となります。補正後の総額は54億5,023万4千円でございます。こちらの補正理由は、(1)まず同様に令和3年度決算確定による繰越金の増となりますが、更に、(2)記載しておりますとおり、この繰越金は、指定公費医療費70歳から74歳までの前期高齢者の窓口2割負担を軽減するための経過措置といたしまして、1割分を国が負担しておりました交付金という内容でございます。令和3年度に、概算で国より交付を受けました分の残額について、国の交付要綱に従いまして、翌年度令和4年度に繰り越した上で、国に精算をするというものでございます。

続いて3ページを御覧ください。

議案第5号「令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」でございます。

Aの業務勘定、二つの科目に対しまして補正を行います。まず一つ目、2の補正理由（1）を御覧ください。

福島県後期高齢者医療広域連合における被保険者証の作成業務を本会で毎年受託しております。今年度につきましては、被保険者証の作成と合わせまして、証発送時に同封するリーフレット・小冊子・証カバー等の作成をお願いしたい、と今年に入りましてから要請を受けたところでございます。業務の受託、事業実施にあたりまして、予算を補正するものでございます。

なお、本業務・予算の補正につきまして、事後の報告となり恐縮でございますが、この場をお借りしまして御報告をさせていただきます。本来であれば、広域連合からの業務受託にあたりましては、本総会において予算の補正を認めていただいた後に、業務委託契約等を締結すべきところでございます。しかしながら、広域連合が被保険者証を発行いたします8月のタイミングに間に合わせるためには、早急の業務着手が必要でありましたことから、三保会長に事前に御相談申し上げまして、御了解いただき、また、その内容は各理事の方々にも事前に御報告を申し上げた上で、予算補正前ではございましたが、広域連合との契約、印刷業者等との契約につきまして6月に先行させていただいております。何卒御理解を賜りたく存じます。

改めて1の補正内容の方を御覧いただきたいと思いますが、今申し上げました理由によりまして、歳入に作成事務手数料として、歳出に作成事業費として、それぞれ1,425万4千円を増額いたしまして、8月以降の各業者に対する費用支出に対応をさせていただきます。

また、もう一つ、同様に令和3年度決算確定による繰越金の増額について、250万2千円をそれぞれ増額補正いたします。

続きまして4ページをお開きください。

4ページ以降、補正内容・理由が同様でございますので、簡潔に説明いたします。

まず議案第6号「令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」、Aの業務勘定でございます。

補正理由、令和3年度決算確定に伴う繰越金の減によりまして、補正内容記載の歳入繰越金、歳出予備費をそれぞれ152万3千円減の補正となります。

5ページを御覧ください。

議案第7号「令和4年度障害者総合支援法関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」でございます。

補正理由、令和3年度決算確定に伴う繰越金の減によりまして、補正内容記載の歳入繰越金、歳出予備費をそれぞれ45万7千円減の補正となります。

続いて6ページを御覧ください。議案第8号「令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」でございます。

同じく、令和3年度決算確定に伴う繰越金の減によりまして、補正内容に記載しております歳入繰越金、歳出予備費をそれぞれ274万5千円減しております。

最後、7ページを御覧願います。

議案第9号「令和4年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」でございます。

令和3年度決算確定によりまして、歳入の繰越金、歳出の予備費それぞれ464万5千円を増額いたします。

以上、議案第3号から議案第9号、令和4年度各会計歳入歳出補正予算について御説明をさせていただきました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ．議長が議案第3号から議案第9号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第10号 規約の一部改正について

ア．議長が議案第10号について事務局に説明を求めた。

イ．総務課長が議案第10号について次のとおり説明を行った。

議案第10号は議案書、冊子を御準備いただきまして、ページが197ページとなります。議案書197ページをお開きください。

議案第10号「規約の一部改正について」御説明いたします。

更に一枚おめくりいただきまして、198ページ「規約の一部改正の概要」を御覧いただきたいと思います。

本会の規約におきまして、国や市町村等からの臨時急施の要請に対しまして、迅速にかつ的確に対応し、保険者の共同体としての責務を果たせるよう、ということで、先程事業報告・決算の説明でもいくつか実際にございました。国の事業、コロナ関連業務等の県からの事業受託、広域連合からの追加業務の受託など、近年、本会では基幹業務に加えまして、多種多様な業務委託の要請に応える機会が増えてきております。

今後あらゆる要請に対しまして、スピーディーな対応を図るため、理事会における議決事項でございます規則の改正などについて、急ぎ止むを得ない場合に限り、会長が専決できることを新たに本会規約に定めたいというものでございます。

一枚またおめくりいただきまして、200ページを御覧ください。

新旧対照表になります。本会の規約第6章第33条に理事会の招集について定めております。右側の旧規約の方を御覧いただきまして、第3項に下線を引いております、緊急止むを得ないとき若しくは会長が特に必要と認めるときは、前項の招集の手続き、この「前項の招集の手続き」というのは参集で開催する場合に関する通知等を発出する手続きのことを言っておりますが、それを省略して書面表決理事会を開催できるということを現在規定しております。

それに対しまして、左側、新たに第33条の2会長の専決処分にかかる規程を設けまして、臨時急施を要する場合において、理事会が成立しないとき又は理事会を招集する暇がないときは、会長はその議決すべき事項を処分することができる。更に第2項に、処分については、

会長はその後最初に招集される理事会に報告すること、という内容を定めます。

そして、新たに 33 条の 2 を設けることによりまして、右側の旧の方で説明をいたしました 33 条の第 3 項、新旧両方に下線を引いております部分になりますが、緊急止むを得ないとき若しくはという表現をこちらからは削りまして、新たな 33 条の 2 との違い、書面による開催と専決による処分の違いを明確化いたします。

附則に記載しておりますとおり、この規約は、承認をいただきました際には、本日 7 月 28 日から施行させていただきたいと存じます。

なお、こちらの内容、専決処分とするケースは、前段でも説明申し上げましたように、どうしてもやむを得ず、新たな業務実施にあたり急ぎ規則の改定が必要な場合や、人事院によるマイナス勧告による給与規程の改定など、そういったケースを想定しておりまして、原則参集による理事会の開催、参集が困難な場合は書面による表決がそれぞれ優先されます。

参集できない、書面表決をする時間もない、といった特例的な場合に限りまして、会長に専決処分をお願いしたいというものでございますので、御理解をいただければと存じます。以上、議案第 10 号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ．議長が議案第 10 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 11 号 補正予算に係る専決の委任について

ア．議長が議案第 11 号について事務局に説明を求めた。

イ．総務課長が議案第 11 号について次のとおり説明を行った。

議案第 11 号「補正予算に係る専決の委任について」御説明させていただきます。こちらでも引き続き 201 ページとなります。

先程の議案同様、多種多様な急ぎの業務要請に対して、迅速な対応を実現するため、急ぎ予算を補正しなければならないケースに対しまして、会長の専決をお認めいただきたいと思いますという内容でございます。

ただし、先程の規則の改正等、理事会の議決事項に対する専決処分とは異なりまして、予算の補正につきましては、国保法において総会の議決事項と位置付けられております。従いまして、規約等の改定という形ではなく、補正予算に係る専決につきましては、会長に委任するという点について御承認をいただきたいと思いますというものでございます。

そして、先程同様、補正にかかる全てを、ということではなく、広域連合からの業務受託でありましたように、受け払いとなるような、本会が新たに出費することのない、つまりは保険者様からお預かりする財源を使うことのない範囲での予算の補正に限るということになります。

本日、委任について御承認いただきましたら、それ以降、お伝えしました条件、保険者の負担を伴うことがない予算の補正で、かつ総会にお諮りする時間がない臨時急施を要する場合に限って、会長の専決をお願いしまして、新たな業務要請に対して円滑に効率的に事務処理を進めてまいりたいと存じます。

議案第 11 号「補正予算に係る専決の委任について」、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第 11 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 12 号 役員の補欠選任について

ア. 議長が議案第 12 号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 12 号について次のとおり説明を行った。

議案第 12 号「役員の補欠選任について」御説明申し上げます。

議案書の 203 ページを御覧ください。

前役員の退任に伴い欠員が生じたため、記載の国会規約等に基づき、補欠役員の選任を求めるものでございます。

選任する役員は、國分守福島県保健福祉部長、会津地区部会から推薦いただきました星明彦檜枝岐村長でございます。役員の任期につきましては、令和 4 年 7 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、議案第 12 号について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第 12 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

〔その他〕

ア. 議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ. 総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

少しお時間をいただきまして、事務局より、資料はございません、口頭だけの御説明となりますが、2 点御連絡をさせていただきます。

まず 1 点目は、本日、議案第 1 号そして第 2 号で令和 3 年度の事業報告、そして決算について、御認定をいただきました。令和 3 年度の事業について御承認をいただきましたことで、平成 29 年度から令和 3 年度まで 5 か年で進めてまいりました第 1 次中期経営計画の期間が終了したということになります。5 年間の計画とその結果、実績の振り返り、総括をいたしまして、後日資料送付での御報告ということになりますが、御報告をさせていただきますので、何卒御理解を賜りたいと存じます。まず 1 点目、第 1 次中期経営計画の総括についての御報告・御案内となります。

もう一つ 2 点目ですが、2 点目は本日の会長の御挨拶にもありましたとおり、国保総合システム更改に係る国庫補助要請についてでございます。

令和 6 年に入れ替えを予定しております国保総合システムですが、社会保険の診療報酬を審査します支払基金とのシステム整合性を図ることなど、国の意向によりまして、積み立てておりました財源を必要経費が大きく上回る状況となっております。

保険者等へ更なる追加負担を求めることのないように、昨年度から全国的な取り組みとい

たしまして、国への財政措置を求める要請活動を展開しております。結果、先程の御挨拶にもございましたとおり、令和4年度に必要となります54億円を獲得できたわけですが、さらに来年度、令和5年度には更に50数億円が必要になってくる見込みでございます。

こちらの令和5年度の必要経費、当初は100億円程度を見込んでおりましたが、システム構成を見直したり、業者との交渉を踏まえまして、50数億円まで圧縮することができております。令和5年度経費につきましても、国の責任において財政措置をするよう、今年度も昨年に引き続きまして、地元選出国會議員に対して要請活動を展開してまいりますことを御報告させていただきます。

事務局より、その他といたしまして2点御連絡をさせていただきました。御理解・御協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

ウ. 議長がその他事項について、質問・意見等がないか発言を求めたが、発言はなかったため、審議を終了した。

(7) 閉会（午後2時30分）

高橋副会長（桑折町長）が次のとおり閉会のことばを述べた。

只今は御提案申し上げました全議案に関しまして議決を賜り、誠にありがとうございました。それでは、以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会といたします。ありがとうございました。

令和4年7月28日（木）福島市杉妻町3番45号 杉妻会館で開催された福島県国民健康保険団体連合会通常総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和4年9月6日

議事録署名人 岡部光徳 印